

業務名：令和7年度奈良県産農産物等輸出先国としてのシンガポールの有望性評価委託業務

上記業務にかかる質問について、次のとおり回答します。

質問	回答
<p>4. 業務の内容（2） イチゴ・柿の輸出費用は事業費は別で計上可能でしょうか。</p>	<p>販売に供する柿の輸出費用は事業費に計上できません。</p>
<p>4. 業務内容（2） 複数店舗でテスト販売実施と記載がございますが、複数店舗の上限・下限はあるのかどうかご教授くださいませ。</p>	<p>下限は2社、上限は設けておりません。</p>
<p>4. 業務内容（2） 柿やイチゴの配送及び提供手段・方法に特定の指示はございますか？（例）生の状態か、冷凍か、など</p>	<p>生果でお願いします。</p>
<p>4. 業務内容（3） 喫食機会で使用するイチゴの調達費用・輸送費は別で計上可能でしょうか。</p>	<p>喫食機会で使用するものは事業費に計上できます。</p>

<p>シンガポールまでの「柿」「イチゴ」の輸出費用やシンガポール国内輸送費なども事業費に含まれるでしょうか。</p>	<p>販売に供する柿の輸出費用は計上できません。テスト販売の内容についてはご提案ください。喫食機会で使用する「イチゴ」は輸出費用、国内輸送費なども事業費に含めていただけます。</p>
<p>飲食店向けの市場調査に使用するいちごについて、使用する商品代や輸送費などの費用は、本事業提案の予算に組み込むべきか、それとも県域あるいは生産者からサンプル商品として無償で供与頂けるのか。</p>	<p>喫食機会で使用するいちごの商品代や輸送費は事業費に計上できます。 サンプルの供与はありません。</p>
<p>テスト販売に用いる県産の柿およびいちごの生産者については現時点では指定が無く業務開始後に県食農部と協議の上、決定するという認識でよいか。</p>	<p>御見込みのとおりです。</p>
<p>柿のテスト販売について、現地の複数の小売店それぞれで、連続した3日間以上のテスト販売を行うという認識でよいか たとえば、A社では11月に3日間、B社では12月に3日間実施するといった分け方も可能か</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

<p>公告書に「プレゼンテーションの実施」とあるが、企画提案書はスライド形式での提出ではなく、様式2-(2)へテキストベースで作成する認識で間違いはないでしょうか？</p>	<p>様式2-(2)に本文、図表等で作成してください。</p>
<p>評価基準内に「テスト販売や飲食店での企画を踏まえたシンガポール市場の分析ができている。」とあるが、「シンガポール市場の分析」は①現状あるデータから分析を行って記載する、②テストマーケティング等を通してどのようなデータが得られるか想定かを記載する、どちらの理解が正しいでしょうか？</p>	<p>①、②いずれでも、あるいは両方でも構いません。</p>
<p>柿・イチゴについての仕入れは委託費内で行う必要はありますか。</p>	<p>販売に供する柿の商品代や輸出費用は計上できません。テスト販売の内容についてはご提案ください。</p> <p>喫食機会で使用するいちごの商品代や輸送費は事業費に計上可能です。</p>
<p>柿の販売で得た売上金に関する取り扱いはどのような想定でしょうか。</p>	<p>販売に供する柿の費用は事業費には計上できませんので、販売で得られた売上金に関する取り扱いは想定しておりません。</p>